

生駒市条例第41号

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成25年12月24日

生駒市長 山下 真

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 生駒市行政財産使用料条例(平成25年3月生駒市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「土地価格」の次に「(以下「土地価格」という。)」を加え、同条第8項中「第1項から第3項まで」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第1項から第3項まで」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第3項及び第4項」に改め、「とき」の次に「(第1項の規定により使用料を算出する場合にあっては、使用許可の期間が1月に満たないときを除く。)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項第1号中「100分の7」を「100分の7.56」に改め、同項第2号中「について前項の規定により算

出した額」を「に係る土地価格に100分の4.32を乗じて得た額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 使用許可の期間が1月に満たない場合の土地の使用料の額は、土地価格に100分の4.32を乗じて得た額から日割りにより算出して得た額とする。

第2条 生駒市行政財産使用料条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の4.32」を「100分の4.4」に改め、同条第3項第1号中「100分の7.56」を「100分の7.7」に改め、同項第2号中「100分の4.32」を「100分の4.4」に改める。

(生駒市生涯学習施設条例の一部改正)

第3条 生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「1,800円」を「1,850円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「900円」を「930円」に、「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第1の2の表中「12,300円」を「12,650円」に、「20,600円」を「21,190円」に、「42,800円」を「44,020円」に、「9,300円」を「9,570円」に、「15,400円」を「15,840円」に、「32,000円」を「33,000円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「10,400円」を「10,700円」に、「2,300円」を「2,370円」

に、「1,900円」を「1,950円」に、「7,900円」を「8,140円」に、「7,800円」を「8,020円」に、「32,400円」を「33,320円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「5,800円」を「5,960円」に、「24,100円」を「24,830円」に、「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に、「2,100円」を「2,150円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第1の3の表中「800円」を「820円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「500円」を「510円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の1の表中「25,300円」を「26,020円」に、「42,100円」を「43,300円」に、「87,600円」を「90,100円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「31,500円」を「32,400円」に、「65,500円」を「67,390円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「5,300円」を「5,450円」に、「22,000円」を「22,620円」に、「4,700円」を「4,830円」に、「3,900円」を「4,010円」に、「16,200円」を「16,700円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「9,400円」を「9,660円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の2の表中「2,800円」を「2,880円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「12,400円」を「12,760円」に、「2,200円」を「2,260円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「9,800円」を「10,060円」に、「900円」を「930円」に、「800円」を「820円」に、「4,100円」を「4,210円」に、「700円」を「720円」に、「3,700円」を「3,810円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「7,800円」を「8,010円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」に、「2,600円」を「2,660円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「7,300円」を「7,510円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「4,700円」を「4,850円」に、「400円」を「410円」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の3の表中「2,600円」を「2,670円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「8,400円」を「8,630円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の4の表中「3,000円」を「3,090円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「13,000円」を「13,370円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」に、「2,600円」を「2,660円」に、「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に、「1,100円」を「1,150円」に、「400円」を「

410円」に、「1,600円」を「1,650円」に、「1,500円」を「1,550円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の5の表中「14,600円」を「15,020円」に、「24,400円」を「25,100円」に、「50,700円」を「52,180円」に、「10,900円」を「11,210円」に、「18,200円」を「18,720円」に、「37,800円」を「38,920円」に、「3,200円」を「3,290円」に、「2,700円」を「2,780円」に、「11,200円」を「11,530円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「8,300円」を「8,570円」に、「11,400円」を「11,730円」に、「9,500円」を「9,770円」に、「39,500円」を「40,650円」に、「8,500円」を「8,740円」に、「7,100円」を「7,300円」に、「29,500円」を「30,350円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の6の表中「2,200円」を「2,260円」に、「1,900円」を「1,950円」に、「9,800円」を「10,060円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「1,800円」を「1,850円」に、「9,300円」を「9,560円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「1,300円」を「1,340円」に、「6,800円」を「7,000円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「7,900円」を「8,110円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「5,200円」を「5,350円」に改め、同表に備考として次のように加える。



用							
プレイルーム	510 円	410 円	410 円	410 円	410 円	410 円	2,150 円
セミナー室 201	1,030 円	820 円	820 円	820 円	820 円	820 円	4,310 円
セミナー室 202・ 203・301～303 1室につき	1,540 円	1,230 円	1,230 円	1,230 円	1,230 円	1,230 円	6,460 円
和室1	510 円	410 円	410 円	410 円	410 円	410 円	2,150 円
和室2・3 1室につき	620 円	510 円	510 円	510 円	510 円	510 円	2,660 円

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の9の表中「2,400円」を「2,470円」に、「3,000円」を「3,090円」に、「7,800円」を「8,030円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の10の表中「21,300円」を「21,910円」に、「35,400円」を「36,410円」に、「73,600円」を「75,780円」に、「15,900円」を「16,350円」に、「26,400円」を「27,150円」に、「54,900円」を「56,520円」に、「8,300円」を「8,540円」に、「6,900円」を「7,100円」に、「28,700円」を「29,550円」に、「6,200円」を「6,380円」に、「5,100円」を「5,250円」に、「21,200円」を「21,900円」に、「13,000円」を「13,370円」に、「10,800円」を「11,110円」に、「44,900円」を「46,250円」に、「9,700円」を「9,980円」に、「8,100円」を「8,330円」に、「33,600円」を「34,640円」に、「300円」を「310円」に、「1,500円」を「1,550円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の11の表中「7,200円」を「7,410円」に、「6,00

0円」を「6, 170円」に、「24, 900円」を「25, 670円」に、「5, 300円」を「5, 450円」に、「4, 400円」を「4, 530円」に、「18, 300円」を「18, 860円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の12の表中「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に、「3, 100円」を「3, 200円」に、「2, 100円」を「2, 160円」に、「1, 800円」を「1, 850円」に、「9, 300円」を「9, 560円」に、「1, 500円」を「1, 540円」に、「1, 300円」を「1, 340円」に、「6, 700円」を「6, 900円」に、「1, 000円」を「1, 030円」に、「800円」を「820円」に、「4, 200円」を「4, 310円」に、「1, 100円」を「1, 130円」に、「900円」を「930円」に、「4, 700円」を「4, 850円」に、「1, 200円」を「1, 230円」に、「5, 200円」を「5, 350円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の13の表中「3, 500円」を「3, 600円」に、「4, 400円」を「4, 530円」に、「11, 400円」を「11, 730円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の14の表中「8, 400円」を「8, 640円」に、「14, 000円」を「14, 400円」に、「29, 000円」を「29, 950円」に、「4, 200円」を「4, 320円」に、「7, 000円」を「7, 200円」に、「14, 500円」を「14, 980円」に、「1, 100円」を「1, 130円」に、「1, 800円」を「1, 850円」に、「4, 700



円」を「4, 830円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

別表第2の15の表中「1, 200円」を「1, 230円」に、「1, 000円」を「1, 030円」に、「5, 200円」を「5, 350円」に、「600円」を「620円」に、「500円」を「510円」に、「2, 600円」を「2, 660円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税等相当額を含む。

第4条 生駒市生涯学習施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中「1, 850円」を「1, 890円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に、「1, 230円」を「1, 260円」に、「930円」を「940円」に、「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に改め、別表第1の2の表中「12, 650円」を「12, 890円」に、「21, 190円」を「21, 580円」に、「44, 020円」を「44, 840円」に、「9, 570円」を「9, 740円」に、「15, 840円」を「16, 130円」に、「33, 000円」を「33, 600円」に、「3, 090円」を「3, 140円」に、「2, 570円」を「2, 620円」に、「10, 700円」を「10, 900円」に、「2, 370円」を「2, 410円」に、「1, 950円」を「1, 990円」に、「8, 140円」を「8, 300円」に、「8, 020円」を「8, 170円」に、「33, 320円」を「33, 940円」に、「7, 200円」を「7, 330円」に、「5, 960円」を「6, 080円」に、「24, 830円」を「25, 320円」に、「510円」を「520円」に、「410円」を「420円」に、「2, 150円」を「2, 200円」に改め、別表第1の3の表中「820円」を「840円」に、「620円」を「630円」に、「930円」を「940円」に、「1, 640円」を「1, 680円」に、「1, 340円」を

「1,360円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「510円」を「520円」に改める。

別表第2の1の表中「26,020円」を「26,500円」に、「43,300円」を「44,100円」に、「90,100円」を「91,760円」に、「19,440円」を「19,800円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「67,390円」を「68,640円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「5,450円」を「5,550円」に、「22,620円」を「23,040円」に、「4,830円」を「4,920円」に、「4,010円」を「4,090円」に、「16,700円」を「17,020円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「9,660円」を「9,860円」に改め、別表第2の2の表中「2,880円」を「2,930円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「12,760円」を「12,970円」に、「2,260円」を「2,300円」に、「1,950円」を「1,990円」に、「10,060円」を「10,260円」に、「930円」を「940円」に、「820円」を「840円」に、「4,210円」を「4,300円」に、「720円」を「730円」に、「3,810円」を「3,860円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「8,010円」を「8,170円」に、「3,700円」を「3,760円」に、「620円」を「630円」に、「510円」を「520円」に、「2,660円」を「2,710円」に、「1,750円」を「1,780円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「7,510円」を「7,660円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「4,850円」を「4,910円」に、「410円」を「420円」に、「2,050円」を「2

， 1 0 0 円」に改め、別表第 2 の 3 の表中「2， 6 7 0 円」を「2， 7 2 0 円」に、「3， 2 9 0 円」を「3， 3 5 0 円」に、「8， 6 3 0 円」を「8， 7 9 0 円」に改め、別表第 2 の 4 の表中「3， 0 9 0 円」を「3， 1 4 0 円」に、「2， 5 7 0 円」を「2， 6 2 0 円」に、「1 3， 3 7 0 円」を「1 3， 6 2 0 円」に、「6 2 0 円」を「6 3 0 円」に、「5 1 0 円」を「5 2 0 円」に、「2， 6 6 0 円」を「2， 7 1 0 円」に、「4 1 0 円」を「4 2 0 円」に、「1， 6 5 0 円」を「1， 6 6 0 円」に改め、別表第 2 の 5 の表中「1 5， 0 2 0 円」を「1 5， 2 9 0 円」に、「2 5， 1 0 0 円」を「2 5， 5 6 0 円」に、「5 2， 1 8 0 円」を「5 3， 1 3 0 円」に、「1 1， 2 1 0 円」を「1 1， 4 2 0 円」に、「1 8， 7 2 0 円」を「1 9， 0 7 0 円」に、「3 8， 9 2 0 円」を「3 9， 6 5 0 円」に、「3， 2 9 0 円」を「3， 3 5 0 円」に、「2， 7 8 0 円」を「2， 8 3 0 円」に、「1 1， 5 3 0 円」を「1 1， 7 4 0 円」に、「2， 4 7 0 円」を「2， 5 1 0 円」に、「2， 0 6 0 円」を「2， 0 9 0 円」に、「8， 5 7 0 円」を「8， 7 0 0 円」に、「1 1， 7 3 0 円」を「1 1， 9 4 0 円」に、「9， 7 7 0 円」を「9， 9 5 0 円」に、「4 0， 6 5 0 円」を「4 1， 3 9 0 円」に、「8， 7 4 0 円」を「8， 9 0 0 円」に、「7， 3 0 0 円」を「7， 4 4 0 円」に、「3 0， 3 5 0 円」を「3 0， 9 3 0 円」に改め、別表第 2 の 6 の表中「2， 2 6 0 円」を「2， 3 0 0 円」に、「1， 9 5 0 円」を「1， 9 9 0 円」に、「1 0， 0 6 0 円」を「1 0， 2 6 0 円」に、「2， 1 6 0 円」を「2， 2 0 0 円」に、「1， 8 5 0 円」を「1， 8 9 0 円」に、「9， 5 6 0 円」を「9， 7 6 0 円」に、「1， 6 4 0 円」を「1， 6 8 0 円」に、「1， 3 4 0 円」を「1， 3 6 0 円」に、「7， 0 0 0 円」を「7， 1 2 0 円」に、「1， 5 4 0 円」を「1， 5 7 0 円」に、「8， 1 1 0 円」を「8， 2 7 0 円」に、「1， 2 3 0 円」を「1， 2 6 0 円」に、「1， 0 3 0 円」を「1， 0 5 0 円」に、「5， 3 5 0 円」を「5

、460円」に改め、別表第2の7の表中「14,190円」を「14,460円」に、「23,860円」を「24,300円」に、「49,530円」を「50,450円」に、「10,700円」を「10,890円」に、「17,690円」を「18,020円」に、「36,860円」を「37,540円」に、「4,010円」を「4,090円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「14,060円」を「14,340円」に、「2,980円」を「3,040円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「10,290円」を「10,460円」に、「10,180円」を「10,370円」に、「8,540円」を「8,690円」に、「35,470円」を「36,100円」に、「7,710円」を「7,860円」に、「6,380円」を「6,490円」に、「26,580円」を「27,060円」に、「410円」を「420円」に、「1,650円」を「1,660円」に改め、別表第2の8の表中「4,110円」を「4,190円」に、「3,390円」を「3,460円」に、「17,670円」を「18,030円」に、「620円」を「630円」に、「3,100円」を「3,150円」に、「510円」を「520円」に、「410円」を「420円」に、「2,150円」を「2,200円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「820円」を「840円」に、「4,310円」を「4,410円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「6,460円」を「6,610円」に、「2,660円」を「2,710円」に改め、別表第2の9の表中「2,470円」を「2,510円」に、「3,090円」を「3,140円」に、「8,030円」を「8,160円」に改め、別表第2の10の表中「21,910円」を「22,310円」に、「36,410円」を「37,090円」に、「75,780円」を「77,190円」に、「16,350円」を「16,660円」に、「27,150円」を「

27, 660円」に、「56, 520円」を「57, 580円」に、「8, 540円」を「8, 690円」に、「7, 100円」を「7, 230円」に、「29, 550円」を「30, 090円」に、「6, 380円」を「6, 490円」に、「5, 250円」を「5, 340円」に、「21, 900円」を「22, 280円」に、「13, 370円」を「13, 620円」に、「11, 110円」を「11, 310円」に、「46, 250円」を「47, 090円」に、「9, 980円」を「10, 160円」に、「8, 330円」を「8, 490円」に、「34, 640円」を「35, 300円」に改め、別表第2の11の表中「7, 410円」を「7, 540円」に、「6, 170円」を「6, 290円」に、「25, 670円」を「26, 160円」に、「5, 450円」を「5, 550円」に、「4, 530円」を「4, 610円」に、「18, 860円」を「19, 190円」に改め、別表第2の12の表中「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「3, 200円」を「3, 250円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「1, 850円」を「1, 890円」に、「9, 560円」を「9, 760円」に、「1, 540円」を「1, 570円」に、「1, 340円」を「1, 360円」に、「6, 900円」を「7, 010円」に、「1, 030円」を「1, 050円」に、「820円」を「840円」に、「4, 310円」を「4, 410円」に、「1, 130円」を「1, 150円」に、「930円」を「940円」に、「4, 850円」を「4, 910円」に、「1, 230円」を「1, 260円」に、「5, 350円」を「5, 460円」に改め、別表第2の13の表中「3, 600円」を「3, 670円」に、「4, 530円」を「4, 610円」に、「11, 730円」を「11, 950円」に改め、別表第2の14の表中「8, 640円」を「8, 800円」に、「14, 400円」を「14, 670円」に、「29, 950円」を「30, 510円」に、「4, 320円

」を「4,400円」に、「7,200円」を「7,330円」に、「14,980円」を「15,250円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「1,850円」を「1,890円」に、「4,830円」を「4,930円」に改め、別表第2の15の表中「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「5,350円」を「5,460円」に、「620円」を「630円」に、「510円」を「520円」に、「2,660円」を「2,710円」に改める。

(生駒ふるさとミュージアム条例の一部改正)

第5条 生駒ふるさとミュージアム条例（平成24年10月生駒市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,300円」を「1,340円」に、「1,100円」を「1,130円」に、「5,700円」を「5,860円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の上限額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第6条 生駒ふるさとミュージアム条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,340円」を「1,360円」に、「1,130円」を「1,150円」に、「5,860円」を「5,960円」に改める。

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第7条 生駒市体育施設条例（平成元年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「1,800円」を「1,850円」に、「8,250円」を「8,490円」に、「30,250円」を「31,110円」に、「500円」を「510円」に、「3,600円」を「3,700円」に、「1

6,500円」を「16,970円」に、「60,500円」を「62,230円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「9,670円」を「9,950円」に、「35,470円」を「36,480円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 5 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第3の2の表中「2,400円」を「2,470円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「40,330円」を「41,480円」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の3の表中「1,300円」を「1,340円」に、「500円」を「510円」に、「1,600円」を「1,640円」に、「600円」を「620円」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の4の表中「700円」を「720円」に、「600円」を「620円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同表備考を次のように改める。

#### 備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の5の表中「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考に次のように加える。

3 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の6の表中「300円」を「310円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 児童生徒等が使用する場合の使用料の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。

2 上表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表第3の7の表中「4,000円」を「4,110円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「300円」を「310円」に、「4,800円」を「4,940円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「1,200円」を「1,230円」に、「360円」を「370円」に、「350円」を「360円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

別表第4の1の表中「800円」を「820円」に、「1,200円」を「1,230円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

別表第4の2の表中「7,000円」を「7,200円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

第8条 生駒市体育施設条例の一部を次のように改正する。

別表第3の1の表中「1,850円」を「1,890円」に、「8,490円」を「8,640円」に、「31,110円」を「31,690円」に、「



510円」を「520円」に、「3,700円」を「3,770円」に、「16,970円」を「17,290円」に、「62,230円」を「63,380円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「9,950円」を「10,130円」に、「36,480円」を「37,160円」に改め、別表第3の2の表中「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「41,480円」を「42,250円」に改め、別表第3の3の表中「1,340円」を「1,360円」に、「510円」を「520円」に、「1,640円」を「1,680円」に、「620円」を「630円」に改め、別表第3の4の表中「720円」を「730円」に、「620円」を「630円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「1,030円」を「1,050円」に改め、別表第3の5の表中「150円」を「160円」に改め、別表第3の7の表中「4,110円」を「4,190円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「4,940円」を「5,030円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「1,230円」を「1,260円」に、「370円」を「380円」に、「360円」を「370円」に改める。

別表第4の1の表中「820円」を「840円」に、「1,230円」を「1,260円」に改め、別表第4の2の表中「7,200円」を「7,330円」に改める。

(RAKU-RAKUはうす条例の一部改正)

第9条 RAKU-RAKUはうす条例(平成13年4月生駒市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定によ

る地方消費税に相当する額を含む。

(金鵒の杜倭苑条例の一部改正)

第10条 金鵒の杜倭苑条例(平成15年3月生駒市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表中「300円」を「310円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第11条 金鵒の杜倭苑条例の一部を次のように改正する。

別表中「150円」を「160円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

(生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第12条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第18条中「100円」の次に「(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。)」を加える。

別表し尿の項中「250円」を「257円」に、「200円」を「205円」に、「600円」を「616円」に、「700円」を「719円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「100円」を「102円」に、「500円」を「514円」に改め、同表動物の死体の項中「2,000円」を「2,056円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 この表の手数料の額には、消費税等相当額を含む。

第13条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「257円」を「261円」に、「205円」を「209円」に、「616円」を「628円」に、「719円」を「732円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「102円」を「104円」に、「514円」を「523円」に、「2,056円」を「2,094円」に改める。

(生駒市火葬場条例の一部改正)

第14条 生駒市火葬場条例(昭和49年4月生駒市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表斎場の項中「2,000円」を「2,060円」に、「1,000円」を「1,030円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額(斎場に係るものに限る。)には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第15条 生駒市火葬場条例の一部を次のように改正する。

別表中「2,060円」を「2,090円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

(生駒市自転車駐車場条例の一部改正)

第16条 生駒市自転車駐車場条例(昭和58年12月生駒市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「第7条」を「第6条」に、「1,400円」を「1,440円」に、「3,800円」を「3,910円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「5,400円」を「5,550円」に、「2,400円」を「2,470円」に、「6,500円」を「6,690円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の利用料金の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

第17条 生駒市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,440円」を「1,470円」に、「3,910円」を「3,980円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「5,550円」を「5,660円」に、「120円」を「130円」に、「2,470円」を「2,510円」に、「6,690円」を「6,810円」に改める。

（生駒市自動車駐車場条例の一部改正）

第18条 生駒市自動車駐車場条例（平成19年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表に備考として次のように加える。

備考 この表の金額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。

（生駒市自転車等放置防止条例の一部改正）

第19条 生駒市自転車等放置防止条例（平成5年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「5,000円」を「5,140円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。）」に改める。

第20条 生駒市自転車等放置防止条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「5,140円」を「5,240円」に改める。

（生駒市高山竹林園条例の一部改正）

第21条 生駒市高山竹林園条例（平成元年4月生駒市条例第11号）の一部を

次のように改正する。

別表の1の表中「1,500円」を「1,540円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「6,500円」を「6,690円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表の2の表中「3,000円」を「3,090円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「8,000円」を「8,230円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第22条 生駒市高山竹林園条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「1,540円」を「1,570円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「6,690円」を「6,810円」に改め、別表の2の表中「3,090円」を「3,140円」に、「5,140円」を「5,240円」に、「8,230円」を「8,380円」に改める。

（生駒市都市公園条例の一部改正）

第23条 生駒市都市公園条例（昭和45年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考を次のように改める。

備考

- 1 法第5条第1項の公園施設の設置の許可、法第7条第6号に係る仮設工作物の設置のための占用の許可又は第3条第1項第3号若しくは第4号に係る行為の許可を受けた者の当該許可に係る使用料は、営利を目的

とする場合においては、上の表に定める額の2倍に相当する額とする。

2 上の表（4の項に限る。）の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表第3中「500円」を「510円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「2,000円」を「2,060円」に改め、同表備考に次のように加える。

4 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第24条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「150円」を「160円」に改める。

別表第3中「510円」を「520円」に、「1,440円」を「1,470円」に、「2,060円」を「2,090円」に改める。

（生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部改正）

第25条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例（平成3年10月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)のアの表中「3,000円」を「3,090円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「4,500円」を「4,630円」に、「7,500円」を「7,710円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「16,000円」を「16,460円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考1 営利を目的とする場合においては、上の表に定める額の2倍に相当する額とする。

備考2 上の表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）

の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に

よる地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表の1の(1)のイの表中「1,000円」を「1,030円」に、「11,000円」を「11,310円」に、「2,000円」を「2,060円」に、「22,000円」を「22,630円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考4 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の1の(1)のウの表中「7,000円」を「7,200円」に、「2,500円」を「2,570円」に、「3,500円」を「3,600円」に、「1,500円」を「1,540円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考3 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の1の(2)の表中「400円」を「410円」に、「800円」を「820円」に、「1,600円」を「1,640円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考3 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の1の(3)の表中「300円」を「310円」に、「450円」を「460円」に、「200円」を「210円」に改め、同表備考に次のように加える。

備考3 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

別表の2の表中「3,000円」を「3,090円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「500円」を「510円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 上の表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第26条 生駒山麓公園ふれあいセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)のアの表中「3,090円」を「3,140円」に、「5,

「140円」を「5,240円」に、「4,110円」を「4,190円」に、「10,280円」を「10,480円」に、「4,630円」を「4,710円」に、「7,710円」を「7,860円」に、「6,170円」を「6,290円」に、「16,460円」を「16,760円」に改め、別表の1の(1)のイの表中「1,030円」を「1,050円」に、「11,310円」を「11,520円」に、「2,060円」を「2,090円」に、「22,630円」を「23,050円」に改め、別表の1の(1)のウの表中「7,200円」を「7,330円」に、「2,570円」を「2,620円」に、「3,600円」を「3,670円」に、「1,540円」を「1,570円」に改め、別表の1の(2)の表中「410円」を「420円」に、「820円」を「840円」に、「1,640円」を「1,680円」に改め、別表の1の(3)の表中「460円」を「470円」に、「150円」を「160円」に改め、別表の2の表中「3,090円」を「3,140円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「510円」を「520円」に改める。

(生駒市花のまちづくりセンター条例の一部改正)

第27条 生駒市花のまちづくりセンター条例（平成13年3月生駒市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,030円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「300円」を「310円」に、「600円」を「620円」に、「900円」を「930円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を含む。

別表の(2)の表中「500円」を「510円」に、「800円」を「820



円」に、「1,300円」を「1,330円」に、「300円」を「310円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

第28条 生駒市花のまちづくりセンター条例の一部を次のように改正する。

別表の(1)の表中「510円」を「520円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「620円」を「630円」に、「930円」を「940円」に改め、別表の(2)の表を次のように改める。

(2) 使用日が11月1日から翌年の3月31日までの場合

施設名	使用区分	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
		研修室	1	520円
	2・3(1室につき)	310円	520円	830円

備考 この表の使用料の額には、消費税等相当額を含む。

(生駒市再開発住宅条例の一部改正)

第29条 生駒市再開発住宅条例（平成6年7月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「6,000円」を「6,170円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税に相当する額を含む。）」に改める。

第30条 生駒市再開発住宅条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「6,170円」を「6,290円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、

第6条、第8条、第11条、第13条、第15条、第17条、第20条、第22条、第24条、第26条、第28条及び第30条の規定並びに附則第3項、第5項、第7項、第9項、第11項、第13項、第15項、第17項、第19項、第21項、第23項、第25項及び第27項の規定は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市生涯学習施設条例第13条第1項に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第1及び別表第2の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第5条の規定による改正後の生駒ふるさとミュージアム条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る利用料金（生駒ふるさとミュージアム条例第14条第1項に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 5 第6条の規定による改正後の生駒ふるさとミュージアム条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 6 第7条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3及び別表第4の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金（生駒市体育

施設条例第8条第2項に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。)について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

7 第8条の規定による改正後の生駒市体育施設条例別表第3及び別表第4の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

8 第10条の規定による改正後の金鷄の杜倭苑条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

9 第11条の規定による改正後の金鷄の杜倭苑条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

10 第12条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定（し尿に関する部分に限る。）は、平成26年4月分以後のものとして徴収する手数料について適用し、同年3月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。

11 第13条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表の規定（し尿に関する部分に限る。）は、平成27年10月分以後のものとして徴収する手数料について適用し、同年9月分までのものとして徴収する手数料については、なお従前の例による。

12 第14条の規定による改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

13 第15条の規定による改正後の生駒市火葬場条例別表の規定は、平成27年

10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

14 第16条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例別表の規定は、平成26年4月1日以後に徴収する利用料金（生駒市自転車駐車場条例第6条に規定する利用料金をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

15 第17条の規定による改正後の生駒市自転車駐車場条例別表の規定は、平成27年10月1日以後に徴収する利用料金について適用し、同日前に徴収する利用料金については、なお従前の例による。

16 第19条の規定による改正後の生駒市自転車等放置防止条例第15条第2項の規定は、平成26年4月1日以後に徴収する移送及び保管に要した費用について適用し、同日前に徴収する移送及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

17 第20条の規定による改正後の生駒市自転車等放置防止条例第15条第2項の規定は、平成27年10月1日以後に徴収する移送及び保管に要した費用について適用し、同日前に徴収する移送及び保管に要した費用については、なお従前の例による。

18 第21条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

19 第22条の規定による改正後の生駒市高山竹林園条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

20 第23条の規定による改正後の生駒市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前

の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

21 第24条の規定による改正後の生駒市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

22 第25条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

23 第26条の規定による改正後の生駒山麓公園ふれあいセンター条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

24 第27条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例別表の規定は、平成26年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

25 第28条の規定による改正後の生駒市花のまちづくりセンター条例別表の規定は、平成27年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

26 第29条の規定による改正後の生駒市再開発住宅条例第15条第1項の規定は、平成26年4月分以後のものとして徴収する使用料について適用し、同年3月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

27 第30条の規定による改正後の生駒市再開発住宅条例第15条第1項の規定は、平成27年10月分以後のものとして徴収する使用料について適用し、同年9月分までのものとして徴収する使用料については、なお従前の例による。

(使用料等の改定に当たっての措置)

28 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正

法」という。)第3条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号。以下「地方税法等改正法」という。)第2条に規定する地方消費税率の引上げに係る改正規定が、消費税法改正法附則第18条第3項の規定及び地方税法等改正法附則第19条第3項の規定によりその施行の停止を含め所要の措置が講じられる場合においては、この条例においても同様の措置を講ずるものとする。